

【表の確認方法】

- ① 耐震診断の結果を確認する建築物(以下「確認建築物」といいます。)の用途を含む【耐震診断結果一覧表】を探します。
- ② 「建築物の名称」、「建築物の位置」及び「建築物の主たる用途」から確認建築物を探します。
- ③ 確認建築物の「耐震診断の方法(附表の略称)」欄に記載されている略称と同一の略称を別紙の【附表】から探し、耐震診断の方法を確認します。
- ④ 確認建築物の「構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果」の「現状」欄の数値と「目標」欄又は「基準上最低限必要な指標」欄の数値を比較します。
 なお、「現状」欄が現状の耐震診断の結果、「目標」欄が耐震診断における目標値(割増している場合は割増後の数値)、「基準上最低限必要な指標」は別紙【附表】に示す耐震診断の方法毎の「Ⅲ」にあたる数値となります。
- ⑤ 別紙【附表】において確認し、大規模の地震の震動及び衝撃に対して、倒壊又は崩壊する危険性について確認します。
- ⑥ 上記により、耐震改修等が必要となる確認建築物の今後の予定を確認します。(建物所有者からの報告に基づき記載しています。)
- ⑦ 構造種別や耐震診断を行った部分など、特記すべき事項がある場合は記載しています。

【例】 No1 ○○小学校の場合 (1棟と2棟はエキスパンションジョイントで分離)

1棟について

・耐震診断の方法は「告示指針非木造(略称)」であり、現状の I_s は0.20、 q は0.40となっていますので、附表より「 $I_s(0.20) < 0.30$ 」で「 $q(0.40) < 0.50$ 」で結果は「Ⅰ」となり、『大規模の地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い』となります。今後の予定としては平成○年○月○日～平成●年●月●日に耐震改修予定です。

2棟について (鉄筋コンクリート造部分と鉄骨造部分による)

<鉄筋コンクリート造部分>

・耐震診断の方法は「公立学校耐震指針(略称)」であり、現状の I_s は0.75、 q は1.20となっていますので、附表より「 $0.60 \leq I_s(0.75)$ 」で「 $1.0 \leq q(1.20)$ 」で結果は「Ⅲ」となり、『大規模の地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い』となります。

<鉄骨造部分>

・耐震診断の方法は「S(略称)」であり、現状の I_s は0.85、 q は1.30となっていますので、附表より「 $0.60 \leq I_s(0.85)$ 」で「 $1.0 \leq q(1.30)$ 」で結果は「Ⅲ」となり、『大規模の地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い』となります。

【例】

【耐震診断結果一覧表】

■ 小学校、中学校、中等教育学校の前期過程若しくは特別支援学校

No	建築物の名称	建築物の位置	建築物の主たる用途	耐震診断の方法 (附表の略称)	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価			耐震改修等の予定		備考
					現状	目標	基準上最低限 必要な指標	内容	実施時期	
1	○○小学校	△△市△△1-1	小学校	-	-	-	-	-	-	
	1棟			告示指針 非木造	$I_s=0.20$ $q=0.40$	$I_s=0.70$ かつ $q=1.00$	$I_s=0.60$ かつ $q=1.00$	耐震改修予定	平成○年○月○日 ～ 平成●年●月●日	-
	2棟			公立学校 耐震指針	$I_s=0.75$ $q=1.20$	$I_s=0.70$ かつ $q=1.00$	$I_s=0.60$ かつ $q=1.00$	耐震改修済	-	鉄筋 コンクリート造 部分
				S	$I_s=0.85$ $q=1.30$	$I_s=0.70$ かつ $q=1.00$	$I_s=0.60$ かつ $q=1.00$	耐震改修不要	-	鉄骨造部分

【附表 耐震診断の評価の結果と構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価】

略称	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性		
		Ⅰ 大規模の地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。	Ⅱ 大規模の地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。	Ⅲ 大規模の地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。
告示指針 非木造	「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」第1第二号に定める建築物の耐震診断の方法 (平成18年1月26日付け国土交通省告示第184号)	$I_s < 0.3$ 又は $q < 0.5$	左右以外の場合	$0.6 \leq I_s$ かつ $1.0 \leq q$
公立学校 耐震指針	「公立学校施設に係る大規模地震対策関係法令及び地震防災対策関係法令の運用細目」 (昭和55年7月23日付け文管第217号文部大臣裁定)	$I_s < 0.3$ 又は $q < 0.5$	左右以外の場合	$0.6 \leq I_s$ かつ $1.0 \leq q$
S	一般財団法人 日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(1996年版、2011年版)	$I_s < 0.3$ 又は $q < 0.5$	左右以外の場合	$0.6 \leq I_s$ かつ $1.0 \leq q$